

第3章 基本方向

第1節 長期的な目標（長期ビジョン）

福岡市における農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生など厳しい状況が続いています。持続可能な力強い農業を実現し、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を提供するとともに、農業・農地が持つ自然環境の保全や市民に安らぎや癒しを与えるなどの多面的機能を将来にわたって発揮できるように取り組んでいく必要があります。

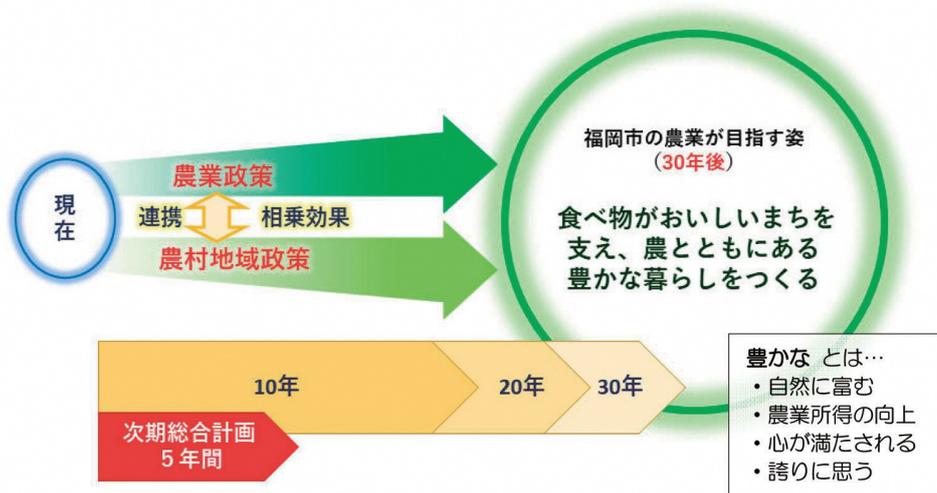
この実現に向けて、福岡市の農業における長期的な目標を設定します。農業経営主としての平均的な従事期間は概ね30年といわれていることから、次の世代に、どのような農業を残していくのか、どのような福岡市の農業であって欲しいかとの視点に立脚し、「30年後」の福岡市の農業が目指す姿を、本計画では長期的な目標（長期ビジョン）として定めます。

福岡市は、恵まれた自然環境を持ち、豊かな食文化が育まれている都市です。市政に関する意識調査においても、特に「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」に対する満足度は高く、農業は福岡市の魅力向上に大きく貢献しています。30年後も、そのような福岡市であって欲しい、将来にわたって、そういうまちを支える農業であって欲しい、と考えています。

また、福岡市は、都市部と周辺の海や山など自然豊かな地域とが近接した、コンパクトな都市構造をしています。身近なところで農業が営まれている福岡市の特性を活かし、農とともにある豊かな暮らしを創出する、そのような農業を目指したいと考えています。

こうした観点を基に、30年後の「福岡市の農業が目指す姿」として、『**食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる**』とします。

ここでの「豊かな」という言葉については、自然に富んでいること、農業所得の向上、心が満たされる、誇りに思う、そういった、農業者だけでなく、福岡市に住む人、訪れる人、みんなにもたらす豊かさを表しています。



こうした30年後の福岡市の農業が目指す姿の実現に向けて、今後10年間の施策の方向性として、人材や農地・施設等へ支援する「農業政策」と、農業の持続的な発展の基盤となる農村地域の活性化を図る「農村地域政策」、この2つを車の両輪とし、施策を推進します。

農業政策として、ハード面の施策である「持続できる強い農業の推進」と、ソフト面の施策である「農畜産物の安定的な供給の確保」に取り組むとともに、農業を支える基盤となる農村地域政策として、「農村地域の振興、農と都市との共生」に取り組みます。

そして、農業政策と農村地域政策が連携し、相乗効果を生み出すことにより、福岡市の農業が目指す姿の実現に近づけていきます。



第2節 計画の目標（5年間）

前計画において「農業所得の向上」を目標として掲げておりますが、本計画においても、引き続き、重要な課題として取り組む必要があります。農業所得の向上を図るにあたっては、生産の面では、スマート農業の導入推進などにより生産性向上を図るとともに、流通・消費の面では、消費者への農産物に関する情報発信を行うことにより、農業への理解を深めていくことが重要です。

こうした農業所得の向上に向けた取り組みにより、新たな担い手の確保・育成や農家子弟による親元就農など、次の代の担い手への支援へとつながっていき、この担い手が農業所得の向上に更に取り組むといった繰り返しにより、好循環が生み出されます。

30年後の目指す姿、今後10年の施策の方向性を踏まえ、本計画（5年間）の目標を『意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化』とします。



第3節 振興方向（5年間）

本計画（5年間）の目標「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、6つの施策の方向性に基づき施策を展開します。

（1）多様な担い手の確保と育成

新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援するとともに、女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います。市が実施した農家意識調査においても、今後力を入れていきたい取組みとして上位3項目のひとつに「後継者の育成・技術の継承」が挙げられており、担い手の確保と育成は重要な課題です。

（2）農地の保全と生産基盤の整備

農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます。また、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努めるとともに、化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります。

（3）消費拡大、地産地消の促進

市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します。また、「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策推進を図ります。

（4）食の安全と食育の推進

学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します。

（5）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

農村は、市民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業が営まれ、多様な地域住民が生活する場であり、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します。

（6）農と都市の交流促進

農と都市が交流を促進していくことにより、農への理解を深めていくことが重要です。都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。